

令和5年10月11日

報道発表資料

神奈川県後期高齢者医療広域連合から送付した高額介護合算療養費の申請勧奨通知における給付予定額（見込）誤りについて（第一報）

1 概要

後期高齢者医療制度上の世帯単位で、後期高齢者医療制度の負担と介護保険の負担の両方が発生し、1年間の合計（計算期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日）が基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として払い戻されます。

給付対象となる方には、申請勧奨通知を令和5年8月31日にお送りしていますが、9月15日に一部の市から、給付予定額（見込）が過大に計算されているとの指摘を受け確認したところ、一部の被保険者について、支給決定処理を行うと、勧奨通知に記載した給付予定額（見込）が大きく減額もしくは不支給となる可能性があることが発覚しましたので、御報告いたします。

2 該当件数

10月11日現在、上記1に該当する可能性がある方は横浜市・平塚市・鎌倉市・逗子市の2,373世帯、4,563人です。このうち、影響のある方について精査中です。

3 原因

申請勧奨通知を作成する委託事業者において、仮の給付額を算定する処理中にシステムに異常が発生し、異常終了したため、改めて処理を実施する際、手順に誤りがあり、介護情報が反映されず不完全なまま実施されたことにより、一部の被保険者の申請勧奨通知が作成されませんでした。

作成されなかった申請勧奨通知を改めて作成する際、一部の被保険者について、本来であれば給付予定金額（見込）から控除すべき高額介護サービス費（※）の支給額を、差し引いていない給付予定額（見込）で申請勧奨通知が作成されました。

（※）高額介護サービス費…1か月に支払った介護保険における利用者負担の合計が一定の基準額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。そのため、高額介護合算療養費の計算時には、払い戻す額は、控除する必要があります。

4 対応

給付予定額（見込）の再計算には時間を要するため、まずは、対象となる可能性のある方（上記2に該当する方）には、再計算結果を改めてお知らせする旨を記載したお詫び文を送付し、追って、再計算後の給付予定額（見込）もしくは不支給となることのお知らせする御案内を送付いたします。

また、この間に申請手続きを行った方及び御案内後に申請をお願いする方については、決定通知をお送りする際にも、改めて、お詫び文を同封します。

5 再発防止の取組

委託事業者に対しては、処理の異常終了時の対策及び異常発生報告の徹底について指導してまいります。また、高額介護合算療養費支給事務については制度が複雑であることから、委託事業者も含め、関係各所との情報連携を密にするとともに、当該事務を担当する職員に対しては今回の事態を踏まえたマニュアルの更新を行うことで、適切に事務を進めてまいります。

問い合わせ先
神奈川県後期高齢者医療広域連合
給付課長 増島 儀行
電話 045(440)6713